

平成16年度奄美群島税制改正について

1 所得税及び法人税の特別償却制度の延長 拡充

制度概要

奄美群島の過疎地域に類する地区において行う、製造の事業若しくは旅館業又は離島振興対策実施に類する地区において行う同地区において生産された農林水産物若しくは当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業の用に供する設備（取得価額2,500万円超）を新設又は増設した場合に、その機械・装置につき11/100、建物・附属設備につき7/100の特別償却を認める。

（租税特別措置法第12条第1項の表の第2号、第3号、第45条第1項の表の第2号、第3号、第68条の27、同法施行令第6条の5、第28条の14）

適用期限

平成18年3月31日まで2年間延長

2 奄美群島振興開発基金等に係る課税の特例措置の延長等

制度概要

奄美群島振興開発基金の所得税、法人税、登録免許税、印紙税及び事業税を非課税とする。

奄美群島振興開発基金は平成16年10月、独立行政法人奄美群島振興開発基金に移行する（非課税措置は従前同様）。

（所得税法第11条第1項、法人税法第4条第3項、印紙税法第5条第2項、登録免許税法第4条第1項、第5条第1号、地方税法第72条の4第1項第2号）

適用期限

平成21年3月31日まで5年間延長